

平成18年度以降の法令外国語訳の推進について (議論のたたき台)

1 翻訳の実施について

平成18年度から平成20年度までの間は、各府省において、行動計画に従い、翻訳ルールに準拠して翻訳を実施する。

(行動計画等の位置づけ)

- ・行動計画(翻訳実施計画)及び翻訳ルールは、実施推進検討会議の提言として関係省庁連絡会議に報告し、関係省庁連絡会議は、この提言を受けて、政府としての意思決定(関係省庁申合せ)を行う。

計画期間は3年間とし、計画には、各府省において翻訳すべき法令名及び翻訳を実施する年度を具体的に明らかにする。ただし、具体的な年度の記載の位置付けについてはなお検討する。

(民間等における取組の活用)

- ・各府省は、所管の独立行政法人、関連団体等による取組を最大限利用できるよう検討する。

例えば、関連団体等による翻訳については、当該関連団体が著作権を有することになるが、翻訳ルールに準拠した翻訳が行われ、かつ、利用者が容易にアクセスできる限り、各府省において同一法令を重ねて翻訳する必要はないものとしてはどうか。この場合、各府省は、当該翻訳について、各府省の翻訳と同等又はこれに準ずるアクセスが可能となるよう努めるものとする。

- ・行動計画及び翻訳ルールを公表し、民間においても、これを踏まえて翻訳が実施されることを期待する。

例えば、行動計画に掲げられた法令について、民間において翻訳ルールに準拠して翻訳がなされた場合も、各府省において同一法令を重ねて翻訳する必要はないものとしてはどうか。この場合、各府省は、利用者に対し、当該翻訳にアクセスするための情報が十分提供されるよう努めるものとする。

国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成した翻訳法令は、著作権の目的とならない(著作権法13条1号、4号参照)。他方、翻訳ルールについては、国に著作権が発生するものと考えられる。

(各府省の予算的・人的体制)

- ・ 所要の予算的措置は基本的に各府省において講ずるものとする。なお，内閣官房としては，行動計画を含む関係省庁申合せの趣旨を財務当局に説明するなどにより，各府省による予算獲得等に側面的に協力する。
- ・ 各府省は，所管法令等を熟知しているOBをボランティアとして活用し，法令外国語訳に知見・関心を持つ外部の研究機関等と連携するなど，それぞれの実情に即して，限られた人的体制の下で効率的・効果的に翻訳を実施する方法を検討する。

(行動計画のフォローアップ)

- ・ 平成18年度以降も関係省庁連絡会議を年1回程度開催し，行動計画の実施状況についてのフォローアップを行い，その結果を公表する。

平成21年度以降については，基本的に民間において翻訳ルールに準拠した翻訳が行われることに期待するが，政府等においても，以下のとおり，所要の措置を講ずる。

(改正への対応)

- ・ 各府省が翻訳ルールに準拠して翻訳した法令が改正された場合には，原則として，当該府省が改正に対応する翻訳を速やかに行う。

(新規立法への対応)

- ・ 新規立法については，各府省において，利用者のニーズ，民間における翻訳の実施状況等を踏まえて適宜対応するとともに，必要に応じ，関係省庁連絡会議において対応を決定する。

利用者のニーズについては，後記のアクセス・ポイントを通じて集約することが考えられる。

後記のメンテナンス体制において，利用者のニーズを踏まえ，翻訳を実施することも考えられる。

(推進体制)

- ・ 平成21年度以降も，上記のような対応のため，関係省庁連絡会議を存続させ，幹事会を適宜開催するなどして，行動計画期間後の法令外国語訳推進について，フォローアップ等を行う。

(翻訳ルールの使用)

- ・各府省が翻訳を行う場合には、翻訳ルールに準拠するものとする。

2 翻訳ルールの管理等について

当面、関係省庁連絡会議の下に有識者の作業チームを置き（事務局が庶務を担当する。）、翻訳ルールの改訂等を行う。

- ・上記の作業チームは、実施推進検討会議及び作業部会とは一応別とし、構成員については、新たに依頼する。
- ・翻訳ルールの改訂等の作業に当たっては、コンピュータ・システム等を効果的に活用する。

無償で利用可能なオープンソースであるBilingual KWIC等のシステムを引き続き利用し、その開発者である名古屋大学の研究グループの協力を得ることとする。

- ・翻訳ルールは、少なくとも上記の体制で管理している間は、インターネット等を通じて無償で公開する。

後記のメンテナンス体制立上げ後は、当該体制において翻訳ルールの改訂等を行う。

- ・当該体制は、新規の翻訳や利用者からの意見を踏まえ、翻訳ルールの改訂を行う。

3 翻訳へのアクセスの確保について

当面、翻訳ルールに準拠した各府省等による翻訳（対訳データ）を政府機関のホームページに集積し、翻訳ルールとともに無償で公開する。

- ・各府省は、その翻訳（対訳データ）を上記のホームページの管理主体に提供するものとする。
- ・関連団体等による翻訳についても、権利関係の処理ができていない限り広く公開し、権利関係の処理ができていないものについても、存在に関する情報は開示する（民間等による翻訳についても同様。）。)

民間において有償で公開されている翻訳について、政府機関のホームページにリンクを張ったり存在に関する情報を開示したりすることは、民間の営業活動に政府が関与することとなり、好ましくないとの議論があり得るが、翻訳ルールに準拠するものとして申告のあった翻訳全てについて同様の取扱いをするのであれば、特に問題ないのではないか。

- ・ ホームページでは、少なくとも、集積した翻訳データを日本語五十音順，英語アルファベット順，法分野別に分類するなどして公開する。
- ・ 各府省等による既存の翻訳で翻訳ルールに準拠していないものについても，その旨を明示した上でリンクを張るなどして対応する。
- ・ ホームページには意見箱を置き，利用者からの意見の集約を図る。
- ・ 紙媒体のもの（翻訳ルール，法令対訳集）は，報告等のために作成するにともなう，一般に頒布することはしない。

後記のメンテナンス体制立上げ後は，当該体制において専用のホームページを設け，これに翻訳ルールに準拠した翻訳（対訳データ）を集積し，翻訳ルールとともに公開する。

- ・ 著作権の発生しない各府省等による翻訳については，引き続き，無償で公開する。
- ・ 民間等による翻訳については，少なくとも存在に関する情報を開示するとともに，当該翻訳主体との交渉により，上記ホームページ上で公開し（有償の場合と無償の場合とがあり得る。），あるいは，リンクを張ることを検討する。
- ・ 翻訳ルールについては，有償又は無償で公開する（有償・無償については，当該体制の判断に委ねる）。
- ・ 紙媒体の法令対訳集については，無償又は実費で頒布することが考えられる。
- ・ 上記ホームページには，引き続き，意見箱を置き，利用者からの意見の集約を図る。

4 継続的なメンテナンスのための体制について

業務内容について

- ・最低限，翻訳ルールの改訂，ホームページの設置・運営を行うものとする。
- ・さらに，翻訳ルールや法令対訳集の出版，独自の翻訳等を行うことも考えられる。

考えられる体制

- ・政府の機関
- ・独立行政法人
- ・民間団体